

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したものです。

資金移動業者の口座への賃金支払について 課題の整理②

論点	主な意見
銀行口座との比較	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>銀行口座と全く同じ条件ではなく、その代替措置も含めて、同程度の仕組みを模索することが重要。</u> ● <u>労働者保護に欠けることがあってはならない。安全性、保全、補償は少なくとも銀行口座と同等でなければならない。</u>
資金保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の生活の糧たる賃金については、全額が確実に労働者に渡るということが大前提。銀行と業容の目的や資金保全スキームも違う。<u>資金保全については銀行と同等であるということが前提。</u> ● 資金保全は何よりも重要な論点。昨年3月の投資等WGで、検討中の保証スキームが提示されたが現時点でどのようなものを想定していて、どの程度具体化が見込まれているのか。 ● <u>資金移動業者における個社の補償割合や補償されない事例について教えてほしい。</u> ● <u>資金移動業を適正かつ確実に遂行するための財産的基礎があるかどうか、資金移動業者の財産的基礎や業況を開示してほしい。</u> ● <u>保証会社が「全ての労働者に対して一定の額を早期に払える体制を有しているのか」について、どこが監督するのか。</u> ● <u>資金移動業者が破綻した場合に、「速やかに支払う」ということについては、資金決済法本体で措置するべき。</u>

論点	主な意見
不正引出し等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● セキュリティ不備による不正への対応は重要。 ● 不正利用には「なりすましによるもの」と「振り込まれたあとに不正利用されるもの」の2類型ある。今回、ドコモ問題を踏まえてガイドラインが改正されるとのことだが、後者の不正利用についても対応ができるものなのか。 ● 今回は資金保全・換金性・本人同意の方法について銀行との比較だったが、<u>不正の場合の補償、セキュリティ等他にも比較する点があるのではないか。</u> ● 資金移動業者の健全性、安全性に大きな不安がある、リスクは労働者に負わせるべきではない。 ● <u>資金移動業者のトラブルは、年間どの程度起きていて、どの程度指導がなされているのか。</u> ● <u>具体的に、どのような不正引出しの対策・補償を考えているのか。</u>
換金性	<ul style="list-style-type: none"> ● 換金性について、証券では1円単位での払戻しが要件となっているとのことだが、資金移動業者についてはどうなのか。 ● <u>換金性のほか、銀行口座への貸金振込における現行の扱いについて、整理した資料を用意いただきたい。</u>

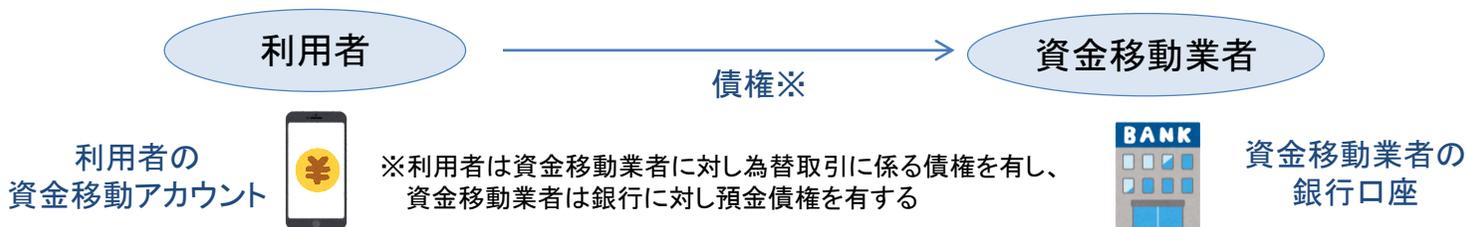
論点	主な意見
<p>制度化のニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公正取引委員会の調査結果や出張等の各種経費が資金移動業者へ既に支払われていることから、<u>必要性は十分あるのではないか。</u> ● 公正取引委員会の調査の回答者の対象はコード決済利用者であること、調査がドコモ口座問題の前に行われたことから、<u>情報の非対称性があるのではないか。</u> ● アメリカでは銀行口座振込と並行してペイロールカードが利用されているとのことだが、どのような人が、なぜペイロールを使っているのか、どの頻度の振込(月払い、週払い)で使われるのか、副業で使われているのか、一部をペイロールなのか等について教えてほしい。 ● 一定のニーズがあるならば、制度化を前向きに検討すべき。
<p>導入に当たっての企業実務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金移動業者の口座の場合、振込エラーにはどのように対応するのか。 ● 受入上限設定等により事業者が責めを負うこともあるということで、<u>回避先の口座をあらかじめ設定しておくようなことが必要ではないか。</u> ● 銀行振込の場合は、金融機関名・口座番号等の情報が必要だが、<u>資金移動業者に送金依頼をするときは何の情報が必要なのか。</u> ● <u>資金移動業の口座開設における本人確認はどうなっているのか。</u> ● 労働者の利用機会を広げる意味からも、企業の導入ハードルが下がり、円滑な実務が可能となる仕組みが必要。 ● 利用者(賃金振込元)になる中小企業からすると80ある資金移動業者のうちのどこを選択していいのかというのが分からない。 ● 使用者は指定された業者の中から絞り込むことができるのか。 ● 「無料～一定」とのことだが、<u>手数料についてのイメージや、使用者として利用すればどのようなメリットがあるか整理してほしい。</u> ● <u>賃金を振り込む場合の銀行、資金移動業者の手数料について、比較してほしい。</u>

論点	主な意見
<p>労働行政と 監督指導の関係 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>資金移動業者に対して、労働行政がどこまで監督指導ができるのか。</u> ● <u>監督指導については、1階部分も含めてどのように監督指導できるのかということもあるので論点として追加してほしい。</u> ● <u>厚生労働省と金融庁との「連携」はどのようなイメージか。</u> ● <u>本件について、金融庁が管轄する部分に対し、労働条件分科会の議論がきちんと反映されるのか。</u> ● <u>1階、2階それぞれにおける課題・論点を明確に分ける必要がある。</u> ● <u>「指定」とは、どのような行政行為か。要件を満たさなくなった場合に指定の取消はあるのか。取り消された場合、賃金振込の扱いはどうなるのか。</u> ● <u>「賃金支払業務の実施状況等を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有することが必要ではないか。」との記載があるが、「実施状況等」とは何を意味しているか、また「報告できる体制」とは「どのような場合」に報告することを想定しているか。</u>
<p>個人情報保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>セキュリティ、マネロン、個人情報保護における金融庁の監督や運用の実態について、銀行と資金移動業者は同じレベルなのか。</u> ● <u>決済データを扱っている資金移動業者の個人情報の取扱いについて、銀行と同じ監督手法でいいのか。個人情報についても論点として整理すべきではないか。</u>
<p>本人同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>銀行振込との違いに関する説明を行う等、本人同意の手續についても重要であり論点として追加してほしい。</u> ● <u>本人同意は特に重要であり、「どのような場合に、労働者が賃金を資金移動業者に振り込んでほしいのか」、「どのような場合に、企業側が振り込みたいと考えるのか」、「労働者が望んでいないのに、資金移動業者への振込を望む場合はどのような場合があるのか」について整理してほしい。</u>

論点	主な意見
<p>滞留規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な振込自体が滞留規制に抵触するとは思えない。労働者保護の観点から、<u>滞留規制により労基法24条違反を回避するために何が出来るか、という視点で検討すべき。</u>論点ごとに労働者保護の観点から建設的な議論を行いたい。 ● <u>賃金の振込先となると預金口座のように資金の滞留が起こりえるが、資金移動ということを念頭に置いた規制でいいのか。</u>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>企業が資金移動業者口座に賃金を支払う場合の具体的な資金の流れを示してほしい。</u>またそのプロセスを踏まえ、<u>どこにリスクがあり、どう対策するかを検討してほしい。</u> ● 議論が再開されるということについては歓迎したいが、制度化に当たって議論に必要な情報の共有がまだできていない。 ● 資金移動業者の口座への賃金支払について、想定している労働者や、利用する理由、改正資金決済法の仕組み等、不明な点が多いので、説明や議論を尽くしていただきたい。 ● 事務局には<u>本日の意見について文章で示してほしい。</u>

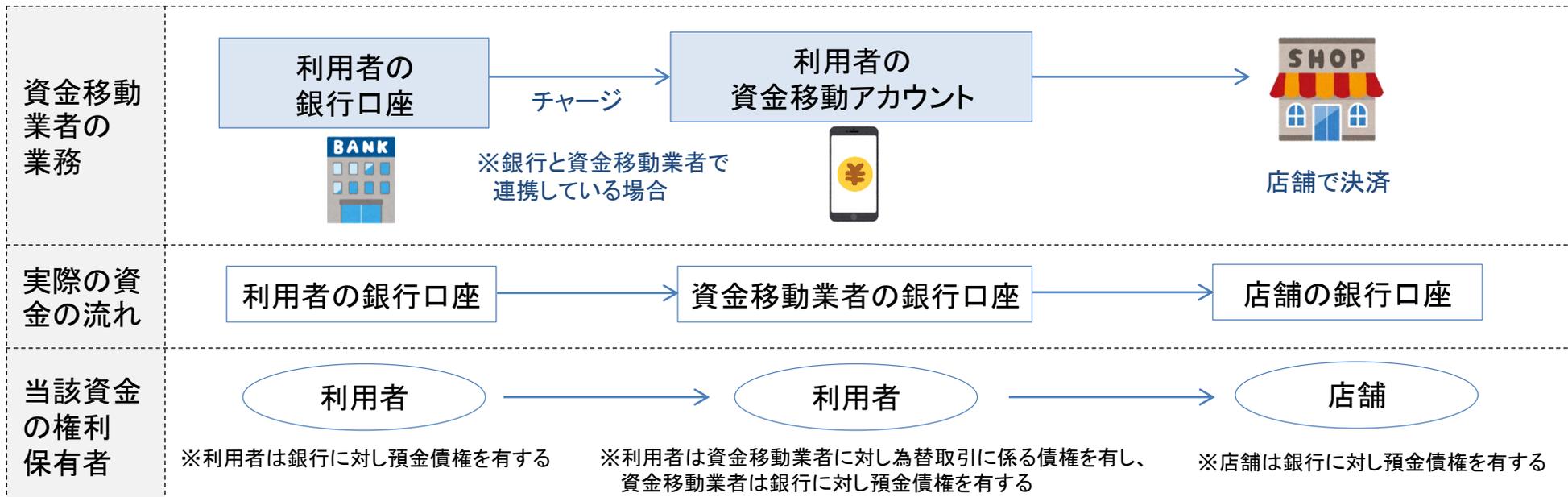
資金移動アカウントを利用する場合の資金の流れのイメージ①

- 利用者の資金移動アカウントに一定額ある場合、利用者は当該資金の債権を資金移動業者に対して有する一方、実際の資金は資金移動業者の銀行口座にある。



- たとえば、利用者の銀行口座から利用者の資金移動アカウントに一定額をチャージし、店舗で当該額の決済を行う場合、当該資金の権利保有者と実際の資金の流れのイメージは以下のとおり。

【利用者の銀行口座から利用者の資金移動アカウントに一定額をチャージし、店舗で当該額の決済を行う場合のイメージ】



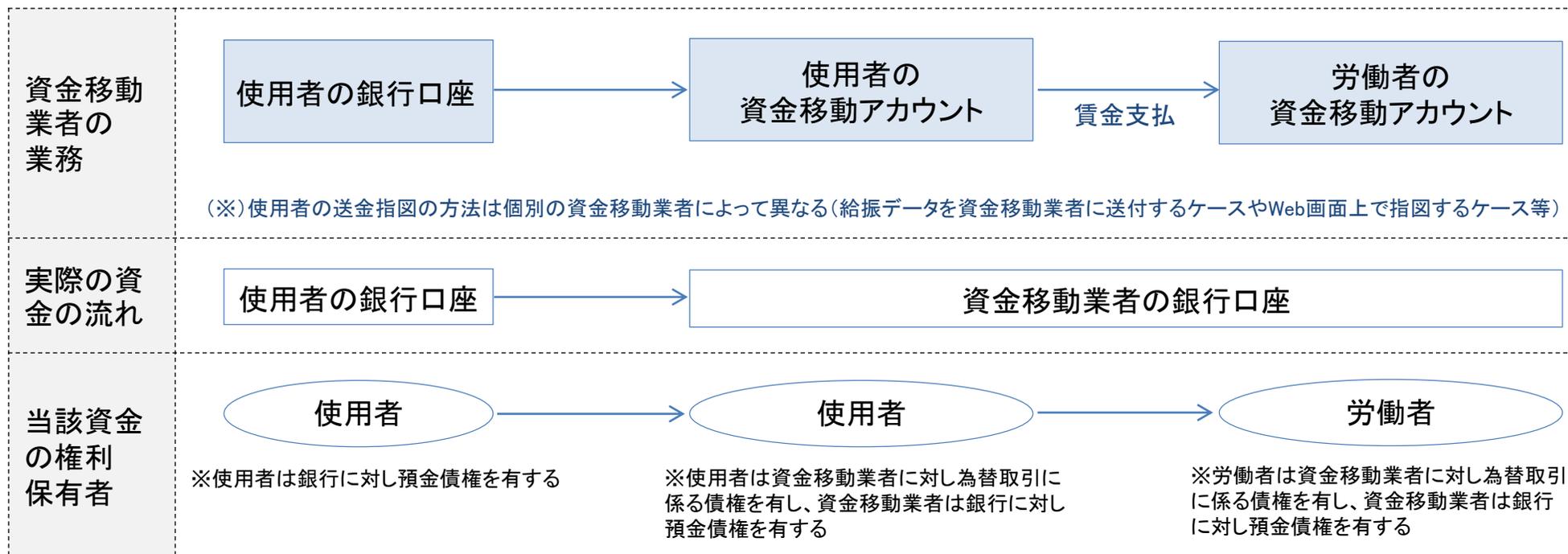
※ 上記は一般的な流れを簡略化したもの。たとえば、店舗での決済により資金の権利保有者は利用者から店舗に移行するが、店舗での決済から実際に資金が店舗の銀行口座に振り込まれるまでの間にはタイムラグが生じる。

資金移動アカウントを利用する場合の資金の流れのイメージ②

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 仮に資金移動アカウントへの賃金支払が認められ、使用者が労働者の資金移動アカウントに賃金(の一部)を支払う場合、当該資金の権利保有者と実際の資金の流れとして想定されるイメージは以下のとおり。
- たとえば、使用者が労働者と同じ資金移動業者のアカウントを開設する場合、使用者の資金移動アカウントから労働者の資金移動アカウントへの賃金支払により、実際の資金は資金移動業者の銀行口座から移動しないものの、当該資金の権利保有者は使用者から労働者に移ることとなる。

【使用者が労働者の資金移動アカウントに賃金(の一部)を支払う場合のイメージ(例)】



※ 上記は想定される流れの1例を簡略化したものであり、個別の資金移動業者によって異なる。

資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合に考えられる振込エラーの原因と対応策の例

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

考えられる振込エラーの原因

(1) 労働者の資金移動アカウントが適切に特定できない。

(例) 労働者による資金移動アカウントのID等の記載ミス等

(2) 給与振込に必要なデータを作成する際に、誤りが生じる。

(3) 労働者の資金移動アカウントに受入上限額が設定されており、アカウント残高が当該額に近づいた結果、賃金支払いができない。

考えられる対応策の例

【実施者: 使用者・資金移動業者】

- 労働者の同意の際に、①労働者の氏名、②資金移動業者名、③アカウントIDに限らず、労働者の資金移動アカウントを特定するために必要かつ十分な情報を確認する。

【実施者: 資金移動業者】

- 労働者の同意の際に得た情報をもとに、労働者のアカウントの実在性等を確認し、事前にエラーを防止(実在性確認)。
- 振込データ作成時(給与振込期日前)に、リアルタイムに振込データをチェックし、使用者にフィードバックする(振込時確認)。

【実施者: 資金移動業者】

- 上記振込時確認の際に、受入上限を超える入金額でないか確認する。
- 給与振込の際に受入上限額を超えうる場合、事前に定めておいた代替手段により支払う。

※ 振込に必要な情報と振込エラーへの対策は、代表的なものであり、個別の資金移動業者によって異なる。

銀行口座・証券総合口座への賃金支払を行う際の現行の取扱

賃金の口座振込み等について(平成10年9月10日基発第530号※労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛の通知)

今般、労働基準法施行規則の一部を改正する省令(平成10年労働省令第33号)により、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、証券会社の一定の要件を満たす預り金への払込みによる支払が認められることとなったことに伴い、従来から認められていた銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への賃金の振込み及び証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座(以下「証券総合口座」という。)への賃金の払込み(以下「口座振込み等」という。)を実施する使用者に対しては、今後、下記により指導することとされたい。

なお、昭和50年2月25日付け基発第112号は、本通達の施行をもって廃止する。

記

- 1 口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額
 - (2) 指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号、又は指定する証券会社店舗名並びに証券総合口座の口座番号
 - (3) 開始希望時期
- 2 口座振込み等を行う事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、次に掲げる事項を記載した書面による協定を締結すること。
 - (1) 口座振込み等の対象となる労働者の範囲
 - (2) 口座振込み等の対象となる賃金の範囲及びその金額
 - (3) 取扱金融機関及び取扱証券会社の範囲
 - (4) 口座振込み等の実施開始時期
- 3 使用者は、口座振込み等の対象となっている個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に、次に掲げる金額等を記載した賃金の支払に関する計算書を交付すること。
 - (1) 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
 - (2) 源泉徴収税額、労働者が負担すべき社会保険料額等賃金から控除した金額がある場合には、事項ごとにその金額
 - (3) 口座振込み等を行った金額
- 4 口座振込み等がされた賃金は、所定の賃金支払日の午前10時頃までに払出し又は払戻しが可能となっていること。
- 5 取扱金融機関及び取扱証券会社は、金融機関又は証券会社の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること。
- 6 使用者は、証券総合口座への賃金払込みを行おうとする場合には、当該証券総合口座への賃金払込みを求める労働者、又は証券総合口座を取り扱う証券会社から信託約款及び投資約款の写しを得て、当該証券会社の口座が「MRF」(「マネー・リザーブ・ファンド」)により運用される証券総合口座であることを確認の上、払込みを行うものとすること。

また、使用者が労働者等から得た当該信託約款及び投資約款の写しについては、当該払込みの継続する期間中保管すること。

労働者及び使用者が資金移動業者の口座への賃金支払を選択する場面等の整理

① 労働者が資金移動アカウントでの賃金受取を望むと考えられる場合の例

- ・労働者が普段からキャッシュレス決済により商品やサービスを購入しており、資金移動アカウントへのチャージの手間を感じている場合(※)
- (※) たとえば、労働者の利用している銀行口座と資金移動アカウントの間で連携しておらず、銀行口座から現金を引き出し、ATMから資金移動アカウントへのチャージを行っている場合など
- ・給与口座の用途別管理(貯蓄と決済口座に分別)を行いたい場合
- ・週払いや各週払など、月に1回よりも短期の賃金支払を希望する場合
- ・労働者が実家や母国に賃金の一部の仕送り等を行う場合 など

② 使用者が労働者の資金移動アカウントへの賃金支払を望むと考えられる場合の例

- ・使用者が上記ニーズを感じている労働者の人材確保・定着を行いたい場合
- ・(給与振込の手数料や事務負担は、制度施行後の各資金移動業者のビジネスモデルによるため一概には言えないが、仮に安価または事務負担の軽減となるケースでは、)使用者が給与振込の手数料や事務負担を抑えたい場合 など

③ 労働者が望んでいないにもかかわらず、使用者が資金移動アカウントへの賃金支払を望むと考えられる場合の例

- ・たとえば、労働者が銀行口座への賃金支払を望んでいるにもかかわらず、使用者が現金または資金移動アカウントへの賃金支払のみを選択肢として提示する場合
- ⇒ 現行の取扱通知では、「取扱金融機関及び取扱証券会社は、金融機関又は証券会社の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること」(※p.10の通知の記の下の5部分参照)とされているが、資金移動業者の口座への賃金支払にあたって、使用者が選択する賃金支払手段に関して何らかの取扱いを示すべきではないか。

米国におけるペイロールカードの概要

概要

- 米国におけるペイロールカードは、労働者に賃金を支払う目的で使用者が提供するプリペイドカードをいう。
- 金融機関等により発行されるカードであるが、VisaやMastercardなど国際ブランド化していることが多い。その場合、当該ブランドが利用可能な店舗等で決済が可能となっている。また、通常、ATMによる現金引出しも可能。

規制

- アメリカペイロール協会によると、ペイロールカードについては、連邦法による規制に加えて、州法による規制のある州もあるが、ペイロールカードの利用自体が禁止されている州はないとされている。
- 連邦法では、公正労働基準法にはペイロールカードに関する明確な規制はないが、電子資金移動法(EFTA)及びその施行規則であるレギュレーションEでは、①使用者は、ペイロールカードを提供した労働者に対して、他の選択肢も提供すること、②金融機関等は、口座に関連する手数料や条件等を利用者に開示することといった規制がなされている。
- 銀行が発行する場合は通常、預金保険(FDIC)の対象となるため、預金保険が適用されるケースは多いが、シンクタンクの調査によると、ペイロールカードの預金保険が義務化されているのはハワイ州とコネティカット州の2州とされている。

利用者・利用理由

- かつては、ペイロールカードの主な利用者は銀行口座を持たない労働者であり、銀行口座の維持や小切手の現金化にかかる手数料の削減等を目的としていた(2019年連邦預金保険公社(FDIC)の調査によると、全世帯のうち銀行口座を持たない世帯は5.4%)。
- 現在は、上記に加え、銀行口座を持つ労働者も、モバイルアプリなどによる収支の管理や追跡等の利便性の観点から利用しており、民間調査によると、ペイロールカードの利用者の約85%が当座預金口座を保有している。また、利用者の年齢層は若年層が多く、25歳～44歳の利用者が63%となっている。利用者の家計所得(年間)は、均等に分布しており、10万ドル未満が約50%、10万ドル以上が約50%となっている。
- アクティブに利用されているペイロールカードの数は、別の民間調査によると、2017年の約590万枚から、2022年には約840万枚に増加すると予想されている。
- なお、米国労働統計局の雇用統計調査によると、米国における賃金支払の頻度は、毎週が33.8%、2週間毎が42.2%、月2回が18.6%、毎月が5.4%となっている(2019年2月時点)。

(資料出所) 出典を記載していない部分について、概要については米国消費金融保護局のWebサイト、規制及び利用者・利用理由については、以下をもとに厚生労働省労働基準局が作成。

・Center for American Progress “How Workers Get Paid Is Changing, Consumer Protections Need to Catch Up” (Gregg Gelzins, David Madland, and Joe Valenti, January 2019)

・American Payroll Association “Regulation of Payroll Card Accounts: A Guide for Policymakers (With Model Payroll Card Legislation)” (February 2018),

・Mercator Advisory Group “3 Key Payroll Card Takeaways Each for Employers & Employees” (PaymentsJournal, September 20, 2019),

・Mercator Advisory Group “Payroll Card Users Might Not Be Who You Thought They Were”(PaymentsJournal, September 18, 2019),

・Aite Group “U.S. Payroll Card Market Overview: The State of Pay” (report summary, September 7, 2017)

厚生労働省から資金移動業者等に報告を求める仕組みのイメージ

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 厚生労働大臣から資金移動業者等に報告を求める仕組みの1例として、たとえば、以下の方法が考えられる。

【申請時】

- 資金移動業者の指定要件の1つに、「賃金支払業務の実施状況等を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること」を含める。
- 資金保全に関わる保証会社・保険会社等についても報告できる体制を求める。
 - ※ たとえば、資金移動業者は、保証会社・保険会社等から、「資金保全について厚生労働省から求められた際の適時の報告」に関する同意書を取得し、申請時にこれを提出する等。

【指定後】

- 厚生労働省から、必要に応じて、資金移動業者から保証会社・保険会社等の状況も含めて報告を求め、指定要件を満たさないことを確認した場合には、指定取消等の対応を検討する。

これまでの労働条件分科会における意見等を踏まえて考えられる課題

- これまでの労働条件分科会における意見等を踏まえれば、労働者保護の観点から、たとえば以下の点については、少なくとも課題として考えられるのではないか。

1. 資金保全

- ・労働者の生活の糧である賃金について、資金移動業者が破綻した場合に、①十分な額が、②早期に、労働者に支払われる仕組みが必要ではないか。

※ 現行の資金決済法の仕組みでは、供託金が還付されるまで、債権申出や配当表確定の手続きに約半年かかる。

2. 不正引出し等への対応・個人情報の取扱

- ・セキュリティ不備による不正引出し等への対策や補償の仕組みが必要ではないか。

※ 補償方針については、今後施行される予定である改正資金決済法において、「第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供しなければならない」と規定されている(参考資料参照)

- ・労働者(利用者)の個人情報について、厳格な取扱いがなされることが必要ではないか。

3. 換金性

- ・賃金は通貨払いが原則であることを踏まえれば、所定の賃金支払日に換金(出金)できることが必要ではないか。

※ 換金の手数料や換金の単位についても、検討が必要ではないか。

4. 労働者の同意・企業の賃金支払事務

- ・労働者の同意に当たっては、銀行口座等との違いも理解の上で同意できるようにすることが必要ではないか。
- ・破綻時の補償の受取方法等、同意の際の確認事項について、銀行口座等と比べて追加することが必要ではないか。
- ・使用者が選択する賃金支払手段に関して何らかの取扱いを示すべきではないか。
- ・企業の賃金支払事務が、確実かつ円滑に行われるようにすることが必要ではないか。

5. 厚生労働省による監督指導

- ・厚生労働省が施行することを前提としつつも、資金移動業の業務運営状況等を踏まえ、資金移動業者が賃金支払業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していることを確認できることが必要ではないか。
- ・賃金支払業務の実施状況等を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有することが必要ではないか。

参考資料

資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)国家戦略特区の推進

②「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

ウ)デジタルマネーによる賃金支払い(資金移動業者への支払い)の解禁

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2020年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)

(令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3生活者としての外国人に対する支援

(2)生活サービス環境の改善等

⑤金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

【具体的施策】

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和2年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

[内閣府(地方創生)、厚生労働省、金融庁]《施策番号88》

賃金の「通貨払の原則」について

- 労働基準法では、賃金は通貨払いが原則であるが、現行の労働基準法施行規則では、その例外として、労働者の同意を得た場合、①銀行口座への振込と②証券総合口座への払込による賃金支払が認められている。

労働基準法(昭和22年法律第49号)

第24条(賃金の支払い)

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み
- 二 当該労働者が指定する金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)をいう。以下この号において同じ。)に対する当該労働者の預り金(次の要件を満たすものに限る。)への払込み

イ～ハ 略

2・3 略

資金移動業について①

- 資金移動業者とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、内閣総理大臣(財務局長に委任)の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。(2020年12月末時点: 80事業者)
- 一回当たりの送金額上限は、100万円以下。(政令で規定。)
- ※ 昨年6月に資金決済法が改正され、高額送金を取扱可能な類型を創設するなど3類型に分類(2021年6月までに施行予定)

登録の要件

- ①株式会社又外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)であること。
- ②外国資金移動業者にあつては、国内に代表者(国内に住所を有するものに限る。)がいること。
- ③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。
※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
- ④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
- ⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
- ⑥他の資金移動業者と同一又は類似の商号でないこと。
- ⑦法令に規定する行政処分履歴がないこと。(資金決済法等に違反し、罰金刑を処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない、等。)
- ⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
- ⑨役員に不適格者がいないこと。

事業者への主な規制

(1) 履行保証金の供託等

- 資金移動業者は、各営業日ごとに、「要履行保証額」を把握し、当該額以上の資産保全を行う必要。
※ 要履行保証額 = 「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」(1000万円以下の場合1000万円)
- 資産保全の方法は、供託、金融機関との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
- 供託又は保全契約の場合は、基準期間を1週間とし、基準期間内の要履行保証額の最高額以上の額を、当該期間の末日から1週間以内に供託。保全契約の締結により、全部又は一部の代替可。
※ 保全が図られるまでの期間については、改正資金決済法において短期化されている(参考資料参照)
- 信託契約の場合は、基準期間を毎営業日ごととし、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出。供託、保全契約との代替は不可。

事業者への主な規制

(2)情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置を講じる必要。

(3)委託先に対する指導

- 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講じる必要。

(4)利用者の保護等に関する措置

- 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。
 - ①為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等
 - ②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

(5)犯罪収益移転防止法における取引時確認

- 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定取引事業者」として、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の目的から、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結)を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

金融庁・財務局による監督等

- 帳簿書類の作成・保存。(資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等)
- 財務局への報告書の提出。 <資金移動業に関する報告書(年1回)、未達債務の額等に関する報告書(年2回)>
- 報告徴収、立入検査
- 業務改善命令
- 業務停止命令、登録の取消し

資金移動業における口座開設時の本人確認（取引時確認）

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）では、銀行や資金移動業者等の特定事業者は、顧客等との間で預貯金契約の締結や為替取引等の特定取引を行う際に、省令に定める方法（※）により、顧客等について、取引時確認を行わなければならないこととされている。

（※）犯収法施行規則では、取引時確認の方法として、顧客が自然人の場合、対面取引における本人確認書類の提示や、非対面取引における本人確認書類用画像情報の送信等によるほか、預貯金口座における口座振替の方法により決済される取引については、あらかじめ当該口座が開設されている銀行等と合意することにより、①当該銀行等が預貯金契約を締結する際に顧客等の取引時確認を行い、②当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認することによる方法も認められている。

（※）なお、令和3年2月26日に改正された金融庁の事務ガイドライン（資金移動業者関係）では、「口座振替サービスとの連携に際し、資金移動業の利用者について、公的個人認証その他の方法により実効的な取引時確認を行い、本人確認書類等により確認した当該利用者の情報と連携先が保有する情報を照合することにより、当該利用者と預貯金者との同一性を確認するなど、適切かつ有効な不正防止策を講じている」こと、「資金移動業者における不正防止策は、連携先の銀行等における不正防止策の内容と重複しないものとする必要がある」こととされている。

■ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（略）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 （略）

2・3 （略）

別表（第四条関係）

第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
-------------------------	----------------------	---

資金移動業の利用状況等

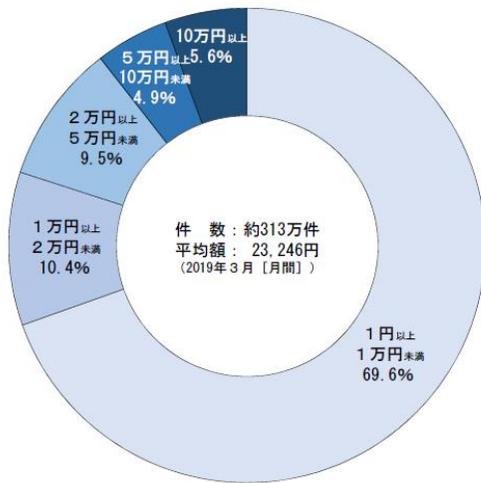
年間取扱額及び年間送金件数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
年間送金件数	26百万件	42百万件	84百万件	126百万件
年間取扱額	5,479億円	7,481億円	10,877億円	13,463億円

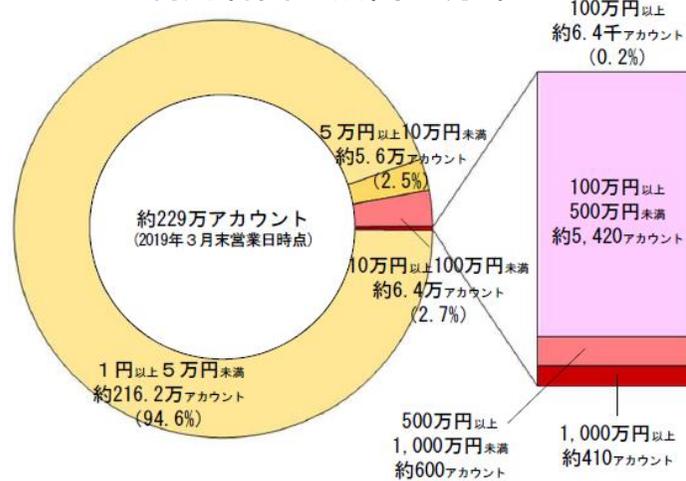
(出所)金融庁調べ

送金額及び利用者資金残高の分布

＜送金額の分布＞



＜利用者資金残高の分布＞



(出所)金融庁調べ(2019年3月時点)

(注)金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

各社の資本金の状況

資本金	該当業者数
1,000万円未満	2
1,000万円以上～5,000万未満	23
5,000万円以上～1億円未満	16
1億円以上～5億円未満	17
5億円以上～10億円未満	1
10億円以上～	16

(出所)金融庁調べ(2020年4月時点)

金融庁・財務局によるモニタリングの状況

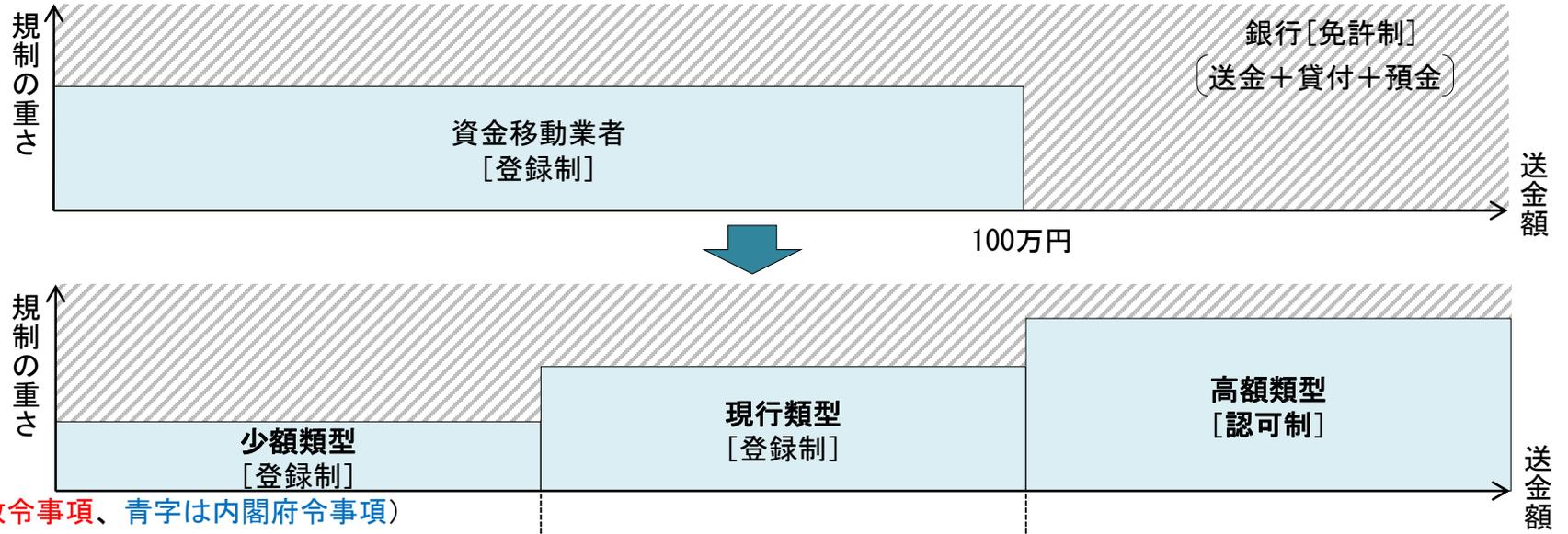
- 資金決済法に基づき、金融庁・財務局がオンサイト・オフサイトによるモニタリングを実施。
- 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務停止命令が1件、業務改善命令が2件。

これまで破たん事例なし。(2020年12月末時点)

(出所)「金融庁の1年(2019事務年度版)」、「行政処分事例集」

【法改正のポイント】

- 資金移動業に、現行類型に加え、新たに高額類型と少額類型を設け、送金額に応じた規制を適用。
- 具体的には、類型ごとに、利用者資金の滞留の可否や保全方法に差を設ける。



送金上限額	5万円以下/件	100万円以下/件	上限なし
利用者資金の滞留	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	原則滞留不可 送金額/送金日/送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可	供託/保証/信託で全額保全	
	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全		営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

※ 資金移動業の利用者のアカウントを不正に利用する場合(乗っ取り)の補償等に係る指針等の策定について、日本資金決済業協会が検討予定

※ 資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものである必要